

目次

B 5 -CR-2nd-★抗告20210730.....	2
------------------------------	---

抗告申立書 B5

令和 3 年 7 月 30 日

東京高等裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

請求の趣旨

申立人が、令和 3 年 1 月 26 日に、前橋地方裁判所民事第 1 部裁判官の渡邊和義、を公務員職権濫用罪等で告訴したところ(前橋地検 R3 檢 231)、前橋地方検察庁検察官検事の上村正から、令和 3 年 2 月 26 日付で不起訴処分の通知を受けた。

これについて、令和 3 年 3 月 2 日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁 R3 つ 5)、令和 3 年 7 月 20 日付で、前橋地方裁判所刑事第 2 部の山崎威、稻田康史、落合沙紀に棄却された。

だが、この決定は、合理的処分であると判定しながら、その合理的根拠が無い。

理由も無いのに、なぜ合理的と言えようか? 最大要素が欠落していて、捜査や裁判たり得ようか?

どうして手続たり得ようか? 呆れた論理矛盾である。 言い換えると、訴えを無視している。

これは直接的には、刑事訴訟法第 318 条の自由心証主義の濫用である。

しかし自由心証主義といえども、合理性は当然に前提されている。

それは、社会正義や人権制度の歴史や国家権力の濫用防止から考えて、当然である。

したがって、本棄却決定は全部不服なので、刑事訴訟法 419 条に基き、抗告を申し立てる。

事件番号 前橋地方裁判所 令和 3 年(つ)第 5 号

請求の原因

またしても申立理由を無視している。 列挙した蓋然性を無視して「罪とならず」とした理由が無い。

以下の合理的根拠の欠如の具体的摘示を、またしても無視しているが、判定は不可欠である。

訴えの無視と不合理の両面から、その手続的無効性は、誰にもあまりにも自明過ぎる。

その点の狂気は原審も充分に自覚しているはずなので、非合法な前提を示唆している。

こうした故意の非人扱いが意味するものは、開かずの判例とせんとする無法社会の陰謀である。

どうせ誰も見向きもしないのだから、どんなにデタラメでも構わないということである。

なお、包囲網の概要は、被害届 2018 と恣意性一覧表の通りである。

各事件の概要は、私のサイト <https://alien1961.jp/> にも掲載している。

●反論 第三 当裁判所の判断 (2 頁) 合理的であり公務員職権濫用罪ではない

合理的根拠の無い国家権力の行使(不起訴処分)は許されないし、**正当業務行為でも有り得ない。**

犯罪を隠蔽する権限など誰にも無い。 また、合理的根拠が無い点は、必然的に不正な目的である。
要するに虚偽であり、極めて反社会的な判断なので、広義の違法(信義則違反や公序良俗違反)である。
正当業務行為ではないから、手続(告訴)の妨害となり、権利の行使の妨害ないし利益の侵害となる。

●原事件の核心 以下の蓋然性への判定は不可欠である

このように、何度も同じことを書かせる無法社会に辟易しているが、敢えて再掲する。

●B 事件 猟銃による一連の組織的脅迫●

●20150111 の発砲の自明過ぎる違法性

●無意識下の、直線距離 31m の、対面の、発砲は、以下のような、当然の違法発砲である。
以下の各違法性はあまりにも自明過ぎるが故に、それを承知のうえで、敢えて発砲したことは、当然に「お前を撃つぞ」又は「お前を認めない」との無言の脅迫の意図である。
また、同様事例の統計的希少性は、当り前に、違法性が公知であることの証左である。

★★★目の前に無意識の一般人が居る場合は、決してしない発砲である点への認否が無い。
これこそまさに、当り前の蓋然性を無視している典型である。

1★狩猟法違反、2★殺人未遂罪、3★★暴行罪、4★侮辱罪、5★自律権の侵害、6★
静穏権の侵害、7★★脅迫罪、の其々の違法性への認否が無い。

●20150126 の通り道の血痕

「本件発砲からわずか二週間後に、本件発砲現場からわずか 200m の場所で、誰が(ハンターなら残渣放置と承知のはずなのに)、何の為に、通り道まで 20m も猪の死骸を持ち出して、解体したのか? また、なぜ間の 20m には血痕が無いのか?」という各恣意性を総合すれば、「この猪のように、お前を撃ち殺すぞ」との、本件発砲との関連に基く、無言の脅迫の意図が、当り前に、疑われる。 ★其々への認否が無い。

なお、この通り道(村道)沿いは耕作放棄地ばかりなので、実質的に私しか通らない。

一審が示した唯一の理由は、「現場が公道だから、私を狙った行為とは言えない」であるが、上記を否定する根拠には全く成り得ない。

●20150126 の通り道の子猪の死骸 2 匹(甲3-1 映像)

「本件発砲からわずか二週間後に、かつ、実況見分からわずか 2 時間後に、本件発砲現場からわずか 200m の場所で、誰が、何の為に、通り道まで 20m も子猪の死骸を持ち出したのか?」との各恣意性を総合すれば、「この猪のように、お前を撃ち殺すぞ」との、前項同様の意図が、当り前に、疑われる。 ★其々への認否が無い。

●20150327 の通り道の大猪の毛皮(甲3-1、3-2 映像)

「本件発砲現場からわずか 220m の場所で、本件発砲から三ヶ月近くも放置していた巨大な猪の死骸を、誰が(ハンターなら残渣放置と承知のはずなのに)、何の為に、通り道まで 20m もわざわざ持ち出して、捌いたのか?」という各恣意性を総合すれば、「この猪のように、お前を撃ち殺すぞ」との意図が、当り前に、疑われる。 ★其々への認否が無い。

●20150221 の高橋和俊のつきまとい(甲2-1 映像)

「本件発砲グループのリーダーが、何の為に(ダムに居た釣り人に用事とのこと)、日没直前の発砲できない時間に、ハンターの恰好で、私の散歩の帰途に、後から現れ、400mも手前で車を停めて姿を見せたのか?」との各恣意性を総合すれば、「お前を射殺するぞ」との本件発砲との関連による無言の脅迫の意図が疑われる。 ★其々への認否が無い。

●群馬県警沼田警察署の組織的隠蔽

★★★以上の通り、群馬県警の捜査には悉く合理的根拠が無いので、明らかに既述の法令(職責)違反である点への認否が無い。

●C事件 20170405 の月夜野郵便局・斎藤佳之の睡眠中の屋内侵入●

★下記の蓋然性への認否が無い

1 私に配達に関する記憶が全く無いこと(経験則) 過去に同様の経験は無いこと

2 ★★ 受取サインが私の筆跡ではないこと この偽造サインの特徴は以下の通り

①井の字の右側の縦棒が左に曲がることは無い。

②豊の豆の字の上の横棒は、こんなに短くは書かない。

③豊の豆の字の口は、こんなに横に狭くは書かない。

④豊の右下の点が、右上に向かった後、引き返しており、明らかに書き損じである。

3 ★ インクの色がサイトウ本人の供述と違ったこと

4 ★ 当該配達証に私の指紋が無いこと(触っていないこと) 触らずにサインできない

5 ★ インクの成分が異なること(科学的分析) サインと三色ボールペンの黒

6 ゆうパックが在った位置が不審(経験則) その位置では、寝転べない

7 不在時連絡票が残っていたこと(経験則)(2号証) 配達直後に破棄する習慣

8 ★★★ 群馬県警沼田署が当り前の捜査をしなかったこと(甲5号) 法令(職責)違反

当り前の捜査によって確定したはずの事項は、本件配達証の受取サインの筆跡が違うこと、インクの成分が三色ボールペンのいずれとも違うこと、指紋が無いこと。

★斎藤佳之の嫌疑は十分である 認めない合理性が無い 確率数字で反論すべし

私の嫌疑は信用せず、斎藤佳之の供述は信用した、点は甚だしく経験則違反かつ信義則違反である。

通常抱く心証は真逆のはず。少なくとも 9:1 以上のはず。極めて不公平である。

なぜなら、私には自筆の経験則等が有るのに対し、斎藤佳之には何も無いからである。

私本人が自分の筆跡ではないと断言している。 しかも使ったペンのインクの色が供述と違う。

これを信じない合理性とは? 経験則を逸脱した判定には、筆跡鑑定等による立証が必要である。

またこれは、当然に広義の判例違反と思われるので、同様事例の検証も必要である。

★大藤一也が罪とならない理由が無い 行為自体が犯人隠避である

★不詳 1 が罪とならない理由が無い 証拠隠滅と私文書偽造の偽計

本紙の閲覧を要求したのに、わざわざカラーコピーを作って、それを黙って閲覧させる意図は偽計しかない。

★不詳 2が罪とならない理由が無い

私文書偽造を訴えられている状況で、敢えてその証拠を破棄する意図は、証拠隠滅しかない。

蓋然性(予見可能性)として、有り得ない選択である。

★カドノ某が罪とならない理由が無い 犯人隠避に当る行為が無いとする理由が無い

●群馬県警沼田警察署の組織的隠蔽

★★★以上の通り、群馬県警の捜査には悉く合理的根拠が無いので、明らかに既述の法令(職責)違反である点への認否が無い。

●D II 村人の石井恵子の三度の留守宅内侵入●

★下記の蓋然性への認否が無い

1 違法性が誰にも自明な行為(典型的な社会通念違反)を、2 私への超敵対的発言を重ねておきながら、厚顔無恥にもその後、3 必要も無く、4 サイトウ郵便局員を模倣して、5 「立入禁止」の表示を無視して、留守宅侵入を3度も重ねたこと。

1 ★★★原則違法(自律権の侵害)が誰でも自明であること

留守宅内への無断立ち入りなど、当たり前に、全世界共通に違法である。

①無条件の自律権(憲法13条)侵害であること(部分社会の法理では阻却し得ないこと)から確定的不法行為であり、更には、②事後に留守宅で物が紛失したりすれば当然に窃盗の嫌疑を受ける懸念があるなど、その反社会性は誰でも自明過ぎるがゆえに、それを敢えて実行した点こそが故意の害意の証左である。

2 ★★★村人関係が既に崩壊していたこと(D II 1~3号証)

石井恵子は、20170416 の村の総会②において、既述の超敵対的発言を行った。

2号 P1 上 「(石井恵子)そんな話は総会の議題より後回しにすべき」 (説明)私が発言中

3号 P4 上 「(石井恵子)(郵便局の件は)ここで言う事じゃない」 (説明)私が発言中

3号 P4 下 「(石井恵子)「総会を終わりにしましょう。」 (説明)私が発言中

3 ★必要性が無いこと

屋外のポストで用が足りるので、現に、前任の私は一度も留守宅に立入っていない。

4 ★★★前後の事件との相互関連性(模倣性)

20170405 の郵便配達員の居眠り中の屋内侵入(C事件)や、20200503 のヤマト運輸の配達員の入澤雄一の留守宅内侵入(C IV事件)と同類である。

つまり、「無意識・無防備を突いた行為」との共通点から、皆で通謀して同様行為を反復(模倣)してみせることによる、「このように、我々は何時でもお前の不意を突けるぞ」との、包囲網の組織力の誇示による無言の威力脅迫に相違無い。

5 ★★★「立入禁止」と入口に大きく表示していたこと

6★ 「他人に家に入りされたくない」旨を告知済だったこと(D II 4号証)

7 三回とも物を置き去りにして、自分の犯行を誇示している点

8 一回目も二回目も風雨が弱かったこと 三回目は雨無し

9 二回目の配り物は領収書だけであること

10 二回目は、同条件の天候を狙って半月以上も待機していた疑い

11★★★★群馬県警沼田警察署の組織的隠蔽こそが決定的証拠

★特に、牧島警察官が告訴状を受理拒否したことは犯搜 63 条違反である。

●群馬県警沼田警察署の組織的隠蔽●

★★★★以上の通り、群馬県警の捜査には悉く合理的根拠が無いので、明らかに既述の法令(職責)違反である点への認否が無い。

★★★★以上の 3 事件の対応の露骨な不合理の蓋然性を総合。

このように、最大要素が常に合理的根拠無く欠落しているのに、どうして捜査たり得ようか?

以上